

日常生活用具給付		重度の障がいのある方及び難病患者の方に対して、日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図ります。													
対 象	詳細は別表 1 を参照														
内 容	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活用具の給付を希望される方は、あらかじめ申請が必要です。 対象者や性能等の基準は別表 1 を参照。 補助の基準額が定められていますので、詳しくはお問合せください。 														
費 用	<p>原則として費用の1割を自己負担しますが、世帯の所得に応じて上限額が決められています。ただし、一定以上の所得がある世帯は補助対象外となります。</p> <p>● 世帯の範囲</p> <p>18歳以上の場合：障がいのある方と同じ世帯の配偶者</p> <p>18歳未満の場合：住民基本台帳での世帯</p> <p>● 利用者負担の上限額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区分</th> <th style="width: 60%;">世帯の収入状況</th> <th style="width: 25%;">上限額（月額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活保護</td> <td>生活保護世帯</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>低所得</td> <td>市町村民税非課税世帯</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>市町村民税課税世帯</td> <td>37,200円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 一般の区分で市町村民税所得割46万円以上の方がいる場合、日常生活用具にかかる費用は全額自己負担になります。</p> <p>※ 基準額を超える分は自己負担となります。</p>			区分	世帯の収入状況	上限額（月額）	生活保護	生活保護世帯	0円	低所得	市町村民税非課税世帯	0円	一般	市町村民税課税世帯	37,200円
区分	世帯の収入状況	上限額（月額）													
生活保護	生活保護世帯	0円													
低所得	市町村民税非課税世帯	0円													
一般	市町村民税課税世帯	37,200円													

別表 1		<日常生活用具の種目及び性能>		
種別	種目	障がい及び程度	性能	耐用年数
介護・訓練用支援用具	特殊寝台	(1) 下肢又は体幹機能障害 2級以上の身体障がい者又は身体障がい児 (2) 難病患者等であって、寝たきりの状態にあるもの	腕、脚等の訓練のできる器具を附带し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8年
	特殊マット	(1) 下肢又は体幹機能障害 1級の身体障がい者であって、常時介護を要するもの (2) 下肢又は体幹機能障害 2級以上の身体障がい児であって、常時介護を要するもの (3) 重度又は最重度の知的障がい者又は知的障がい児 (4) 難病患者等であって、寝たきりの状態にあるもの	じょうそう 褥瘡を防止又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止できる機能を有するもの	5年

種別	種目	障がい及び程度	性能	耐用年数
介護・訓練用支援用具	特殊尿器	(1) 下肢又は体幹機能障害1級の身体障がい者又は身体障がい児であって、常時介護を要するもの (2) 難病患者等であって、自力で排尿できないもの	尿が自動的に吸引されるもので、障がい者（児）又は介護者が容易に使用し得るもの	5年
	入浴担架	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障がい者（児）で入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者	身体障がい者（児）を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	5年
	体位変換器	(1) 下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障がい者又は身体障がい児であって、下着交換等に当たり家族等他人の介助を要するもの (2) 難病患者等であって、寝たきりの状態にあるもの	介助者が身体障がい者（児）の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	5年
	移動用リフト	(1) 下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障がい者又は身体障がい児 (2) 難病患者等であって、下肢又は体幹機能に障がいのあるもの	介護者が身体障がい者（児）を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	4年
	訓練いす（児のみ）	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障がい児	原則として附属のテーブルをつけるものとする。	5年
	訓練用ベッド（児のみ）	(1) 下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障がい児 (2) 難病患者等であって、下肢又は体幹機能に障がいのあるもの	腕又は脚の訓練等が出来る器具を備えたもの	8年
自立生活支援用具	入浴補助用具	(1) 下肢又は体幹機能に障がいを有する身体障がい者又は身体障がい児であって、入浴に介助を必要とするもの (2) 難病患者等であって、入浴に介助を必要とするもの	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、対象者又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年
	便器	(1) 下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障がい者又は身体障がい児 (2) 難病患者等であって、常時介護を要するもの	対象者が容易に使用し得るもの（手すりを付けることができるものとし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。）	8年

種別	種目	障がい及び程度	性能	耐用年数
自立生活支援用具	T字状・棒状の杖	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能の障がいを有する身体障がい者又は身体障がい児	対象者が容易に使用し得るもの	3年
	移動・移乗支援用具	(1) 平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障がいを有する身体障がい者又は身体障がい児であって、家庭内の移動等において介助を必要とするもの (2) 難病患者等であって、下肢が不自由なもの	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること（設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。） (1) 対象者の身体機能の状態を十分踏まえたもので、必要な強度及び安定性を有するもの (2) 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。	8年
	頭部保護帽	(1) 平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障がいを有する身体障がい者又は身体障がい児であって、歩行や立位が不安定で頻繁に転倒するもの (2) 重度又は最重度の知的障がい者又は知的障がい児 (3) 精神障害者保健福祉手帳又は自立支援医療(精神通院)該当者であって、てんかんの発作等により頻繁に転倒するもの	ヘルメット型で転倒の際に頭部を保護できる性能を有するもの (1) スポンジ、革を主材料に製作されたもの (2) スポンジ、革及びプラスチックを主材料に製作されたもの	3年
	特殊便器	(1) 上肢障害2級以上の身体障がい者又は身体障がい児 (2) 重度又は最重度の知的障がい者又は知的障がい児であって、訓練を行っても自ら排便後の処理が困難なもの (3) 難病患者等であって、上肢機能に障がいのあるもの	足踏みペダル、ボタン等で温水温風を出し得るもので、対象者を介護している者が容易に使用し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年
	火災警報器	火災発生の感知及び避難が著しく困難な対象者のみの世帯及びこれに準ずる世帯の者であって、次に掲げるもの (1) 障害等級2級以上の身体障がい者又は身体障がい児 (2) 重度又は最重度の知的障がい者又は知的障がい児	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発して屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	8年

種別	種目	障がい及び程度	性能	耐用年数
自立生活支援用具	電磁調理器	対象者のみの世帯及びこれに準ずる世帯の者であって、次に掲げるもの (1) 視覚障害2級以上の身体障がい者 (2) 重度又は最重度の知的障がい者	対象者が容易に使用し得るもの	6年
	自動消火器	火災発生の感知及び避難が著しく困難な対象者のみの世帯及びこれに準ずる世帯の者であって、次に掲げるもの (1) 障害等級2級以上の身体障がい者又は身体障がい児 (2) 重度又は最重度の知的障がい者又は知的障がい児 (3) 難病患者等	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し初期火災を消火し得るもの	8年
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害2級以上の身体障がい者（児）	対象者が容易に使用し得るもの	10年
	聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害2級の身体障がい者又は身体障がい児であって、対象者のみの世帯及びこれに準ずる世帯のもの	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの	10年
	電動歯ブラシ	手動歯ブラシの使用が困難な者であって、次に掲げるもの (1) 上肢障害3級以上の身体障がい者又は身体障がい児 (2) 重度又は最重度の知的障がい者 (3) 知的障がい児 (4) 精神障害者保健福祉手帳1級の精神障がい者で18歳以上 (5) 精神障がい者で18歳未満のもの (6) 難病患者等	対象者又は介助者が容易に使用し得るもの	3年
在宅療養等支援用具	酸素ポンプ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う身体障がい者（児）	対象者が容易に使用し得るもの	10年
	透析液加温器	腎臓機能障害3級以上の身体障がい者（児）で自己連続携行式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行う者	透析液を加温し、一定温度に保つもの	5年

種別	種目	障がい及び程度	性能	耐用年数
在宅療養等支援用具	ネブライザー	(1) 呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障がい者又は身体障がい児であって、必要と認められるもの (2) 難病患者等であって、呼吸器機能に障がいのあるもの	対象者又は介助者が容易に使用し得るもの	5年
	電気式たん吸引器			
	吸引吸入器併用型			
	動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	(1) 呼吸器機能障害3級以上若しくは心臓機能障害3級以上又は同程度の身体障がい者又は身体障がい児であって、必要と認められるもの (2) 難病患者等であって、人工呼吸器の装着が必要なもの	対象者が容易に使用し得るもので、次に掲げるもの (1) 標準型 (2) 呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有するもの	5年
	視覚障害者用体温計(音声式)	視覚障害2級以上の身体障がい者又は身体障がい児であって、当該者のみの世帯及びこれに準ずる世帯のもの	対象者が容易に使用し得るもの	5年
	視覚障害者用体重計			
	発電機又はバッテリー	電源を必要とする医療機器又は日常生活用具を使用しているもの	対象者又は介助者が容易に使用し得るもの	10年
クールベスト	難病等により、体温調節が困難であるもの	対象者又は介助者が容易に使用し得るもの	5年	
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声機能若しくは言語機能障害者(児)又は肢体不自由者(児)で、発声・発語に著しい障がいを有するもの	携帯式で、言葉を音声又は文章に変換する機能を有し、身体障がい者(児)が容易に使用し得るもの	5年
	情報・通信支援用具	上肢機能障害2級又は視覚障害2級以上の身体障がい者(児)	対象者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器及びアプリケーションソフトで、次に掲げるもの (1) 上肢機能障がい者又は上肢機能障がい児 インテリキー、ジョイスティック等 (2) 視覚障がい者又は視覚障がい児 画面拡大ソフト、画面音声化ソフト等	—
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害2級以上の身体障がい者(児)	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音及び当該方式により記録された図書の再生が可能な製品で、対象者が容易に使用し得るもの	6年
	視覚障害者用活字文書読上げ装置		文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、対象者が容易に使用し得るもの	6年

種別	種目	障がい及び程度	性能	耐用年数
情報・意思疎通支援用具	点字ディスプレイ	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障がい者（原則として視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級）の身体障がい者で、必要と認められる者	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	6年
	点字器	視覚障害2級以上の身体障がい者（児）	対象者が容易に使用し得るもので次のとおりとする。 (1) 標準型 ア 両面書真鍮製 イ 両面書プラスチック製 (2) 携帯用 ア 片面書アルミニウム製 イ 片面書プラスチック製	標準型 7年 携帯用 5年
	点字 タイプライター	視覚障害2級以上の身体障がい者又は身体障がい児であって、就労し、若しくは就学しているか又は就労が見込まれるもの	対象者が容易に使用し得るもの	5年
	視覚障害者用 読書器	視覚障がい者（児）で、本装置により文字等を読み、又は聞くことが可能になるもの	画像入力装置を読みたいもの（印刷物等）の上に置くことにより簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの、又は文字を音声で読み上げることができるもの	8年
	視覚障害者用時計	視覚障害2級以上の身体障がい者	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	10年
	点字図書	主に情報の入手を点字によっている視覚障がい者（児）	点字により作成された図書	—
	大活字図書	視覚障がい者（児）で、大活字による文字が読めるもの	大活字により作成された図書	—
	聴覚障害者用 通信装置	聴覚障がい者若しくは聴覚障がい児又は発声及び発語に著しい障がいを有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるもの	一般の電話機に接続することができ、音声の代わりに文字等による通信が可能な機器で、対象者が容易に使用し得るもの	5年
	聴覚障害者用 情報受信装置	聴覚障がい者（児）で、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	字幕及び手話通訳付きの聴覚障がい者（児）用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障がい者（児）向け緊急信号を受信するもので、対象者が容易に使用し得るもの	6年

種別	種目	障がい及び程度	性能	耐用年数
情報・意思疎通支援用具	人工内耳電池	聴覚障害者で、人工内耳を装着しているもの	人工内耳に使用する電池	—
	音声ICタグレコーダー	視覚障害2級以上の視覚障害者（児）ただし、学齢児以上のもの	取り付けたICタグからその物品等の名称や情報を音声にて再生が可能な製品であって、対象者が容易に使用し得るものであり、携帯可能なもの	5年
	人工喉頭	喉頭摘出者	(1) 笛式 呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内導き構音化するもの (2) 電動式 顎下部等にあてた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの	笛式 4年 電動式 5年
排泄管理支援用具	ストーマ装具（消化器系）	人工肛門造設者で直腸又は小腸機能障害を有する身体障がい者（児）	低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型でラテックス製又はプラスチックフィルム製の収納袋（ストーマ用品及び洗腸用具を含む）	—
	ストーマ装具（尿路系）	人工膀胱造設者で膀胱機能障害を有する身体障がい者（児）	低刺激性の粘着剤を使用した密封型のラテックス製又はプラスチックフィルム製の収納袋で尿処理用のキャップ付きのもの（ストーマ用品及び洗腸用具を含む）	—

種別	種目	障がい及び程度	性能	耐用年数
排泄管理支援用具	収尿器	高度の排尿機能障害を有する身体障がい者（児）	採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置を付けるもので、次に掲げるもの (1) 男性用 ラテックス製又はゴム製の普通型又は簡易型 (2) 女性用 ラテックス製若しくはゴム製の普通型で、耐久性ゴム製採尿袋を有するもの又はラテックス製若しくはゴム製の簡易型で、ポリエチレン製の採尿袋導尿ゴム管付きのもの	—
	紙おむつ	3歳以上で、脳性麻痺等脳原性運動機能障害2級以上であり、かつ、療育手帳A1又はA2を有する排尿又は排便の意思表示が困難な者で、常時紙おむつを必要とするもの及び医師の意見書により脳原性運動機能障害以外の原因疾病においても同様な状態像にあると判断された者	紙おむつ、サラシ・ガーゼ等衛生用品	—
居宅生活動作補助用具	住宅改修費	(1) 下肢若しくは体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)を有する身体障がい者又は身体障がい児であって、障害等級3級以上のもの(特殊便器へ取替えについては、上肢障害2級以上の者) (2) 難病患者等であって、下肢又は体幹機能に障がいのあるもの	次に掲げる用具の購入費及び改修工事費 (1) 手すりの取付け (2) 段差の解消 (3) 滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 (4) 引き戸等への扉の取替え (5) 洋式便器等への便器の取替え (6) 前各号に掲げるものに附帯して必要となる住宅改修	—